



「第12次徳島県交通安全計画（案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、交通事故のない社会を目指し、本県における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第12次徳島県交通安全計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「原案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和8年2月13日（金）～ 令和8年3月14日（土）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 生活環境部 消費者政策課 暮らし安全担当

電話：088-621-2287 FAX：088-621-2979

メールアドレス：shohishaseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp



Q1 「第12次徳島県交通安全計画」ってどんな計画？

交通事故の防止は、行政機関や関係団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題です。本県では、人命尊重の理念の下、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策を強力に推進してきました。

本計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき策定するものであり、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とし、本県における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

本計画（案）では、「道路交通」、「鉄道交通」、「踏切道における交通」のそれぞれの交通ごとに、達成すべき数値目標を設定し、その実現を図るために講じるべき施策を具体的に定めています。

本計画（案）をご一読いただき、これらの内容について、検討を要する事項や、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。